

令和2年度第2回エリアマネジメント協議会就労福祉・健康専門部会 意見まとめ

< 事業概要等について >

西成版サービスハブ事業について

(委託先事業者からの説明)

- ・まず、驚いたことは、生活保護制度が持つ「一定の強制力」によって、本人のステップアップが散見されたことである。今までの野宿生活者への支援では、それがいないためにステップアップできないことも多かった。
- ・事業では、GATB(心理テストのようなもの)を用いた「グレーゾーン」の発掘を行っておりこの診断に基づいて、「弱点」に沿った支援を行うことができている。
- ・利用者には、「うつ傾向」がある人が多いので、まずは、ボランティア活動を通じて社会への接触に慣らした上で、就労活動につなげている。
- ・具体例で言うと、地元で失業し、日雇就労を通じて西成で居住を開始した方がいる。この方には、居場所利用の後に、本格的な支援を開始した。途中、引越を経て就労に向けた意欲が高まり、1度失敗したものの、自助努力にてハローワークで就労先を見つけるに至った。
- ・本人曰く、「逃げ癖がなくなった」とのこと、その後も就労を継続できている。
- ・このように、サービスハブ事業では、「福祉的視点からの就労支援」として、多くの発見がある。
- ・就労先の業種としては清掃業や流通業(ピッキング等)が多い。求められるスキルが限定的であり、新規参入が容易であることなどが理由と思われる。また、これらの業種は、無断欠勤などにも比較的寛容であり、サービスハブ事業の利用者の大きな受け皿となっている。
- ・また、パートタイムでの就労が多い。これは雇用側がピークに合わせて柔軟に労働力を求めていることに依るものなのだが、サービスハブ事業の利用者のように、就労に対する慣れを必要とする方々にとっては、このことも好都合である。
- ・これらの就労については、西成労働福祉センターの講座等を入口にして、職場見学から体験へとつなげている。
- ・サービスハブ事業の受託者としては、自分たちが持つノウハウや、CWが割くことができないような時間をかけて支援を行っていることなどが強みだと感じている。また、利用者とCWとの「緩衝材」として機能している部分もあると感じている。

(生活保護実施機関からのコメント)

- ・CWが気付かない部分を観察できている。正確な見立てに基づいた支援を実施できている。

(質疑応答・地域からの意見)

- ・非生保の方への支援はできないのか。

サービスハブ事業は「被保護者就労準備支援事業」であり、非生保の方への支援はできない。大阪市では別途「生活困窮者就労準備支援事業」を実施しているが、少なくとも西成区での実績は低調と聞いている。

「生活困窮者就労準備支援事業」は、その事業自体からは賃金等を得ることができないため、「親の経済力に支えられている子」など、一定の生活基盤があることが前提となる事業である。あいりん地域に多く見られる单身生活者への適用は困難であると思われる。

- ・いわゆる居住支援の部分については、サポータティブハウスでも出来るのではないか。

サービスハブ事業での支援内容は、利用者の状況をみて判断する。仮に、サポータティブハウスに居住されている方であれば、そこで受けることができている支援をベースにして、サービスハブ事業における支援内容を考えることになる。よって、サービスハブ事業の利用とサポータティブハウスでの支援は、分業の関係に立つものと思われる。

- ・特掃出身者を含めて、高齢者の就労支援についても検討してほしい。

あいりん地域野宿生活者自立支援プログラムについて

(行政からの説明)

- ・H27年度からプログラムを開始しているが、年々、質・量ともに利用者の確保が困難になってきている。H30年度から令和元年度にかけて17名の方に支援を行ったが、半数以上の10名が失踪ないし自己都合でのプログラム終了となっている。

(質疑応答)

- ・対象者は、長期にわたって野宿を続けている方だけとなるのか。

その心理的抵抗に鑑みて用意しているプログラムであり、基本的には、長期にわたって野宿生活を続けている方が対象となる。

- ・プログラムでの就労内容は何種類くらいあるのか。

あいりん地域環境整備事業の枠内での就労となるが、まちパト、自転車整理、拠点での啓発など3～4種類の就労内容がある。ただし、この就労は訓練ではなくて、あくまで日々

の糧を得る手段としての労働であるので、当該賃金に見合った労働強度は求められる。

区事業全般（障がい福祉・児童福祉等）について

（行政からの説明）

- ・これらの事業は、専門性が高く、複雑多岐にわたるものであるから、仮に、あいりん総合センター跡地で事業を実施するとした場合、当該支援自体を行うというよりも、当該支援につながるための相談事業等を行うこととするのが現実的である。

あいりん日雇労働者等自立支援事業について

（行政からの説明）

- ・事業対象者の高齢化が進んでいる。越年対策事業で言えば、令和元年度において65歳以上の利用者が55.8%、平均年齢は64.2歳に達している。ほぼ、介護保険第1号被保険者の年齢に近く、介護保険の利用等を見据えた支援が必要となっている。
- ・実際に、認知症でベッドが分からないという方や、常時失禁でおむつの着用が必要な方などが増えてきており、職員・利用者双方に負担がかかっている。
- ・シェルターの居場所棟についても平均年齢が60.2歳となっており、こちらも介護が必要な年代となってきている。従来からの「労働者の避難所」という枠組みではなくて、介護保険を使用できるようなサービス基盤を構築していく必要がある。

大阪社会医療センター（無料低額診療事業）について

（行政からの説明）

- ・医療費に欠く方に対して、無料ないし低額にて外来診療を提供している。

西成市民館（隣保事業）について

（行政からの説明）

- ・利用者の多くは高齢の生活保護受給者となっている。
- ・貸館の利用は減少傾向にある。

（地域からの意見）

- ・従来、あいりん相談室で抱えていた事例について、西成市民館内のあいりんランチ（包括

支援センター)やサポーターハウスで相談を受けている。

- ・このような相談事例は一定のボリュームがあるものと認識しており、センター跡地でなくても良いので、何らかの形で相談支援の枠組みを確保することが必要ではないかと思う。

あいりん総合センター跡地等において求める機能について

(視点・論点)

- ・キーワードは「相談機能」である。「公」と「民」との間に入るべき機能をサポーターハウスや市民館などのインフォーマルな福祉が支えている。
- ・いわゆる「市民館的機能」の掘り下げを行うとともに、その内容を普遍性があるものとしていく必要がある。
- ・「にぎわい」の機能との関係も踏まえて検討を行っていく必要がある。
- ・このまちは、スケールが大きいサービスハブ拠点である。そして、その密度を決めるのは就労やハウジングであり、就労あっせん機能や簡宿等が肝となる。この点、東京は無料低額宿泊所がその機能を負っているが、地域とは無関係に活動している。
- ・そして、このサービスハブ拠点を維持していくためには、ある程度の密度をもって困窮者への対応を行っていく必要があり、言い換えれば「困窮者を集める施策を続けるのか」というところがポイントとなる。

(具体的な機能)

- ・居住支援
- ・多目的ホール(講演や勉強会などができる場所)
- ・子ども・子育て支援機能(子どもを預けることができる機能)
- ・文化施設、交流ができる場所